

# 兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第9号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果 .....	1

## 監査委員公告

### 住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成21年3月31日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成21年3月31日

兵庫県監査委員

杉尾良文  
天宅陸行  
矢尾田勝

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求の受付

平成21年1月30日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、西宮市甲陽園目神山町22番9号 森池豊武外78人から提出され、同年2月25日付けで、このうち2人が取り下げた。

##### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づく、本件措置請求の要旨は、おおむね次のとおりである。

###### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

(7) 公務員のタクシーの利用に関し、中央省庁の職員が深夜帰宅時にタクシー運転手から金品を受け取った問題が明らかになるなど、相変わらずの公費天国が続いている。中央省庁と独立行政法人の職員が2006年度（平成18年度）に公費使用したタクシーチケットのうち、1,928枚は1枚当たりの支出額が3万円を超えていたことが明らかになるなど、タクシーチケット使用に関する議論が高まっている。

タクシーチケットの問題は国だけの問題ではない。新聞報道によれば、財政危機に直面する県が、職員の深夜帰宅などに使われるタクシー券の「適正利用」を呼び掛けたところ、2007年度（平成19年度）の利用額（県警察、県教育委員会等は除く。）は6,438万円で、2006年度（平成18年度）の9,574万円から32.8パーセント減少、さらに2008年度（平成20年度）上半期の利用額は1,062万円で、2007年度（平成19年度）同期の2,581万円から58.8パーセント減ったことが明らかになった。下半期は翌年度予算編成などで残業が増える傾向があり、2007年度（平成19年度）は上半期の1.5倍程度であった。ここから本年度の利用額を推計すると2,656万円となり、2006年度（平成18年度）の4分の1近い水準で推移していることになる。つまり、使用額が2年前の4分の1近い水準に激減したのである。

この減り方は尋常ではない。効率的に職務を遂行する義務がある公務員が、帰宅時間を留意して仕事をするだけで減らせた支出は、市民の立場からみれば、明らかに県職員による税金の無駄遣いである。

(4) そこで、平成18年度及び平成19年度の県職員のタクシーチケットの使用状況について、県に対して情報公開を求め、企画県民部、県土整備部及び教育委員会の庶務担当者から事情を聞くなどして

調査したところ、以下のような問題点が明らかになった。

- a タクシーチケットのみが公開された、タクシーチケットの保存期間が短すぎる、欠番を生じさせ、不正を可能にするのに、タクシーチケットの不使用分をシュレッターで処理していた等タクシーチケットの管理が不適切である。
  - b タクシーチケットの配布時間が早すぎる、タクシーチケットの裏面に乗車・降車時刻の記載がほとんどない、降車地点は地域しか記載されていない、タクシーの使用目的に正当な事由を証明する具体事項が全く記載されていない、タクシーチケットの使用が不適切とされた事例がなく、チェックの形跡がない等使用手続が不適切である。
  - c 企画県民部企画財政局市町振興課では、姫路までの深夜帰宅にタクシーを利用し、1枚のタクシーチケットで2万円以上、年間で約24万円も使用している職員がいた。
  - d 企画県民部企画財政局財政課（以下「財政課」という。）の職員Aは、タクシーチケットの使用の際、特定の個人タクシーを利用しており、極めて不自然で、不正の可能性がある。
  - e 超過勤務終了時間をタクシーの乗車時間として申告している例や超過勤務命令簿に記載がないにもかかわらず、タクシーチケットを使用したケースがあった。
  - f 配車要求書・配車指示書は書式のみが公開され、使用実績通知書は書式すら公開されない等情報公開が不適切である。
- (7) 以上のようなさまざまなタクシーの利用がいかなる根拠によって運用されているかについて調査したところ、次の事実が明らかになった。

- a 県は、タクシーチケットの使用の根拠は、平成19年12月1日付けの管第1481号「勤務時間外におけるタクシーの適正な使用について」（以下「平成19年通知」という。）であるというが、これには、いかなる条例・規則によって職員のタクシー利用が可能となるか根拠が示されていない。さらに平成19年通知では、「タクシー使用簿には、乗車時間欄を設けたので、タクシーに乗車した時間を必ず記入すること」と指示しているが、これは、これ以前にはタクシーチケットの使用時間すら確認していなかったことを示しており、県では、以前から継続的に、本来支出できない職員のタクシーの利用料金を支出し続けてきたことが類推できる。

また、職員の給与等に関する条例（昭和35年条例第42号。以下「給与条例」という。）及び職員の給与に関する規則（昭和35年人事委員会規則第12号。以下「給与規則」という。）によれば、医師、看護師等、給与規則第27条第2項に規定する「正規の勤務時間が深夜に及ぶため、これにより難しい場合」を除いて、「正当な理由がある場合」でなければ、タクシーによる通勤は認められない。医師、看護師等を除く職員は、正規の通勤経路で通勤手当が支給されていることから、たとえ正当な理由がある場合でも、深夜帰宅にタクシーを利用することは通勤にタクシーを利用することとなり、通勤手当の二重支給は許されないため、医師、看護師等を除く職員は、通勤にタクシーを利用できない。

- b 庁用自動車管理規程（昭和47年訓令第5号。以下「管理規程」という。）に従えば、県職員がタクシーを利用するには、使用実績通知書と配車要求書・配車指示書を配車要求の都度、1枚ずつ提出しなければならない。また、職員等の旅費に関する条例（昭和35年条例第44号。以下「旅費条例」という。）及び職員等の旅費に関する規則（昭和35年人事委員会規則第4号。以下「旅費規則」という。）によれば、車賃（タクシーの利用料金）を公費から支出するためには、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を明らかにするための書類が必要である。

したがって、配車要求書の記載事項の用務欄に公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する事由が記載されていない場合は、タクシーの利用料金は公費から支出することはできず、その結果、職員が自己責任によって、タクシーの利用料金を負担しなければならないことは明白である。

- c 以上のことから、公務によるタクシー利用は、管理規程及び旅費条例に適合する場合にのみ許可されるが、深夜帰宅等に関するタクシー利用には、法的根拠が存在しないことが明らかになった。法令上の根拠がない公金の支出は違法である。

#### イ 求める措置の内容

- (7) 平成19年度及び平成20年度のタクシーチケットの利用は法的根拠がなく、上記ア(7) bの事由を欠くにもかかわらず支払われているので、勤務形態からやむを得ないと考えられる病院局を除く職員及びOBに対して、平成19年度のタクシーチケット使用料金全額（72,445,421円（病院局を除く。））

及び平成20年度のタクシー利用料金の返還を勧告する措置を求める。

- (4) 職員及びOBに対して、これまでのタクシーチケットの使用料金全額を現在の価値に換算し、利子とあわせて自主返納するよう呼びかけることを求める。
- (5) 医師、看護師等の「勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合」を除いて、職員の残業を理由とした深夜帰宅のタクシーチケットの使用を禁止することを求める。
- (6) 管理規程による配車要求書に遺漏があった場合、タクシーを利用した職員に対し、タクシー利用料金の返還を求める。業務が煩雑になるのであれば、公務でのタクシー利用についても全面的にタクシーチケットの使用をやめ、立替払いにすることを求める。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記の文書が提出された。

3 監査の執行の辞退

監査委員北林泰から、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、同委員は、監査を執行していない。

4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成21年1月30日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成21年3月2日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、本件措置請求に関して請求人のうち2人から、請求書に記載されている事項以外に、おおむね次のとおり陳述があった。

- (1) 国で、「居酒屋タクシー」のような問題があったので、関心を持ち、県と神戸市のタクシーチケットの使用について調査したところ、その中から非常に多くの問題点が出てきた。

ア 1点目は、忙しいときに、どうしても遅くなることがあることはわかるが、公共交通機関の運行が終わってしまい、タクシーチケットを使用しなければならなくなるまで仕事をしなければならないようなことは、公務員の職務には基本的に組み込まれていないということである。例えば、財政課の職員Aは、12月や1月は毎日、タクシーを利用して帰宅しており、本人に健康の問題が生じる。県もタクシーチケットの交付により、労働基準法（昭和22年法律第49号）に違反する勤務実態を追認するようなことでは困る。

イ 2点目は、財政課の職員Aは、平成19年4月から平成20年8月までの間に、タクシーの乗車料金として約160万円使っており、それだけの残業をしているから、超過勤務手当も膨大になるということである。また、職員Aのタクシーの利用は、特定の個人タクシーが4割くらいで、乗車料金も毎回全く同じ額であり、実態はわからないが、当然、そこから癒着や居酒屋タクシーといわれるような問題の指摘を受けるようなことがあるかもしれない。他の職員もタクシーを非常に多く利用しているので、職員Aだけのことではない。

ウ 3点目は、私たちの考え方でいえば、職員の帰宅のためのタクシーの利用はもともと不要であるし、タクシーを利用せずにやっているところもたくさんあるということである。タクシー使用簿の乗車時間を見ると、1時から2時までがほとんどで、これは終電から約1時間後までの時間であり、もう少し早く仕事を切り上げ、公共交通機関で帰宅すれば、タクシーの利用は必要ない。能率の悪い夜ではなく、朝早く出勤し、仕事をすれば能率もよく、タクシーの利用も必要ない。

- (2) 旅費規則の規定では、庁用車の代わりに借上車としてタクシーを利用した旅行の場合、タクシーの利用についてやむを得ない理由を記載した文書が必要となっている。それがなければ、そのタクシーの乗車料金を税金から支出することはできない。これは、深夜帰宅時のタクシー利用の場合も同じであると考えている。特にこの場合は、条例で定めている旅行や庁用車の使用と異なり、異例な運用であるから、旅行や庁用車の使用以上に厳格にされると考えることが、通常だと思う。

- (3) タクシーチケットを渡した上司は、多分、実際には、タクシーチケットを使用した職員より先に帰っ

ていると思う。そうすると、タクシーチケットが適正に使われているのか、タクシーチケットの使用が必要不可欠なものかどうか、そういうことが厳密に検証されておらず、職員のモラルにかかっているだけなので、監査委員に厳密に調査していただきたいと思う。

## 2 執行機関の陳述の要旨

平成21年3月2日、企画県民部及び教育委員会事務局の陳述を実施したところ(自治法第242条第7項)、おおむね次のとおり陳述があった。

- (1) 県では、予算編成作業や議会対応等により、職員の勤務が深夜に及び、公共交通機関で帰宅できない場合、職員が帰宅するため等にタクシー使用券(以下「タクシー券」という。)を使用し、タクシーを利用している。また、このタクシー券の使用に係る乗車料金は、自治法第232条第1項に規定する普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費であり、県が負担すべきものであるから、通勤手当の二重支給であるとか、旅費条例が適用されるという問題は生じない。
- (2) 公共交通機関で帰宅できない場合に、タクシー券を使用し、タクシーを利用することは一定やむを得ないと考えているが、タクシーの利用については、平成19年通知等で利用ができる場合の基準を設け、適正な運用に努めている。具体的には、①公務で緊急に対応しなければならない事態が生じた場合、②公務の都合上、やむを得ず深夜になった場合で、公共交通機関で帰宅できない場合、③所属長が公務の都合上やむを得ないと判断した場合、の3点を、本庁各部局長あてに通知している。また、タクシー券の使用手続に関しても、平成19年通知等で、タクシー券を使用する際の必要事項のタクシー使用簿への記入をはじめ、管理職等によるタクシー券の管理やタクシー券発行の際の必要性の確認、使用後のタクシー券とタクシー使用簿との突合による確認を明記するなど、タクシー券の適正な使用について徹底を図っている。これを受け、実際に、手続も厳格に運用していることから、勤務時間外のタクシー券の使用については適正なものと考えている。
- (3) 請求人の具体的な指摘に対しては、次のとおりであり、いずれも適正なタクシー券の使用で、支出に違法なところはない。

ア 財政課の職員Aが、タクシー券を使用して、特定の個人タクシーを利用しており、極めて不自然で、不正の可能性があるとの指摘については、確かに特定の個人タクシーを利用している実態はあるが、いずれも公共交通機関がなくなった後のタクシー券の使用で、公務の都合上やむを得ないものである。また、「居酒屋タクシー」のようなビールの提供等の事実はなく、その乗車料金は定額となっているが、その額に不当なところはない。

なお、タクシー券を使用して、特定の個人タクシーを利用することは、国で批判された「居酒屋タクシー」のように、物品の提供を受ける温床につながりかねないことから、先般、各部総務担当課に対して、特定のタクシーを利用することのないよう周知している。

イ 超過勤務命令簿に記載がないのにタクシー券を使用しているとの指摘については、事実証明書から、教育委員会事務局財務課(以下「財務課」という。)の職員のことだと思われるが、超過勤務命令簿で時間外勤務の命令がなされていることが確認され、深夜までの時間外勤務の結果、公共交通機関で帰宅できなかったため、タクシー券を使用したものである。

- (4) 今後とも、タクシー券の使用の適正化に努めていくため、改めて厳正な使用について指導し、①タクシー券に乗車時間と降車時間を記入する、②乗車場所と降車場所に具体的な地名を入れる、③これらの改善に伴い、タクシー使用簿等の様式を改正する、等の改善を行うこととしている。さらに、公共交通機関での帰宅を促進し、タクシーの利用の縮減に努めていきたい。

## 第3 監査の対象

### 1 監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、次の支出を監査の対象事項とした。

- (1) 財政課の職員Aに係るタクシー券の使用のうち、平成19年12月12日及び13日並びに同月15日から平成20年8月28日までの間で、勤務地の県庁(神戸市中央区)から加古川市までの区間、タクシー券を使用して特定の個人タクシーを利用した平成19年12月12日、13日、15日、17日、18日、23日、26日及び27日、平成20年1月4日、6日、8日、11日、13日、17日、18日、20日から22日まで、24日及び27日、同年2月2日、5日から7日まで、12日、14日及び27日、同年5月12日、13日、16日、20日、22日、23日、28

日及び30日、同年6月4日、同年7月1日及び8日並びに同年8月25日、26日及び28日（以下これらの日を「職員Aのタクシー券使用日」という。）の計41日に係る自動車借上料又は使用料（歳出に係る節は使用料及び賃借料。以下「自動車借上料」という。）533,000円の支出

- (2) 事実証明書に「超勤なし」と記載された財務課の職員Bの、平成20年3月11日における勤務地の県庁から三田市までの区間のタクシー券の使用に係る自動車借上料12,650円の支出

## 2 監査の対象としなかった事項及びその理由

### (1) 監査の対象としなかった事項

上記1以外のタクシー券の使用に係る自動車借上料の支出及び今後の支出の差止め等については、監査の対象事項としなかった。

### (2) 監査の対象としなかった理由

ア 住民監査請求においては、公金の支出等の財務会計行為が違法又は不当と推定され得るよう個別的、具体的にその理由及び事実を摘示する必要があり、また、当該財務会計行為が複数である場合には、当該行為の性質、目的等に照らし、これらを一体とみてその違法性又は不当性を判断することを相当とする場合を除き、各行為を他の行為と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示する必要がある。

イ しかし、請求人の主張は、上記1の支出を除き、以下のとおり、タクシー券の使用に係る支出が違法又は不当である理由及び事実を個別的、具体的に摘示している、又はその支出を特定認識できるように個別的、具体的に摘示している、と認めることはできない。

(7) 職員の深夜帰宅等に関するタクシーの利用には法的根拠が存在せず、法令上の根拠がない支出は違法と主張しているが、タクシー券の使用に係る支出は自治法第232条第1項に規定する「普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」として支出されるものである。しかし、請求人の主張は、タクシー券の使用に係る支出に関して、単に抽象的に法令上の根拠が存在しないと述べるにすぎないものであって、具体的に違法又は不当であることを摘示するものではない。

(4) また、通勤手当の二重支給等となることから、医師、看護師等を除く職員は通勤にタクシーを利用できないと主張しているが、これは、タクシーの乗車料金を公金から支出することは給与条例及び給与規則に違反するものであるという主張であるとも解される。しかし、請求人が主張するところは、通勤のため通常利用する交通機関が利用できる場合を前提とした給与条例等の解釈であり、本件のように通常利用する交通機関で帰宅できない場合には当てはまらない、請求人の独自の解釈であって、具体的に本件タクシー券の使用に係る支出が違法又は不当であることを摘示するものではない。

(6) その他タクシー券の管理や使用手続が不適切、さらに、乗車料金が高額であることなどを主張しているが、いずれもタクシー券の管理等の取扱いの一部に粗雑さなどが認められることや使用手続等に関する独自の見解をもって、本件タクシーの利用のすべてについて違法でないかと推測して述べるにとどまるもので、財務会計上の行為であるタクシー券の使用に係る支出について、具体的に違法若しくは不当であることをうかがわせるものではないか、又はいかなる支出に関して摘示するものか明らかにしたものではない。

ウ また、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないものとされている（自治法第242条第2項）が、職員Aのタクシー券使用日以前の同人のタクシー券の使用に係る支出については、いずれも遅くとも平成20年1月25日までに支出されており、また、支出の日から1年を経過していることについての正当な理由も主張されていない。

## 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、企画県民部及び教育委員会事務局の陳述並びに企画県民部及び教育委員会事務局に対する実地調査（平成21年2月20日及び24日実施）により認定した事実並びにそ

れに対する判断について述べる。

## 1 認定した事実

### (1) 勤務時間外におけるタクシー券の使用の基準、管理等について

ア 職員が勤務時間外において、公費でタクシーを利用する場合は、本庁においては、平成2年8月から複数の会社で使用できるタクシー券を使用する方法で行われている。勤務時間外におけるタクシー券の使用の基準（以下「タクシー券使用基準」という。）は次のとおりであり、平成19年通知により、各部局に対し、周知されている。なお、平成19年通知は、タクシーの使用の基準と記載されているが、これは、タクシー券の使用の基準と解される。

- (7) 公務で緊急に対応しなければならない事態が生じた場合
- (4) 公務の都合上、やむを得ず深夜になった場合で、公共交通機関で帰宅できない場合
- (9) 所属長が、公務の都合上やむを得ないと判断した場合

イ また、勤務時間外に使用するタクシー券の管理、その使用に当たっての手續等については、おおむね次のとおりである。

- (7) タクシー券は、企画県民部管理局管財課からタクシー券の交付を受けた各部局総務担当課等の副課長等が管理し、時間外勤務の内容及びその終了予定時刻、タクシーの乗車時刻等を確認した上で発行する。
- (4) タクシー券の使用の確認のため、各課室はタクシー使用簿を作成し、タクシー使用簿にタクシー券の番号、発行年月日、使用年月日、使用者、行き先（乗車区間）及び乗車時刻を記入する。
- (9) タクシー券の使用課欄は必ずゴム印により記入するとともに、使用者は使用年月日、使用者氏名、行き先（乗車区間）及び使用料金を必ず自ら記入する。
- (5) タクシー会社等から請求書とともに送付された使用済みのタクシー券は各課室に返還され、各課室は返還されたタクシー券とタクシー使用簿記載の内容を照合し、内容を確認するとともに、タクシー使用簿に料金、タクシー会社等を記入し、タクシー使用簿を整理する。

### (2) 財政課の職員Aの担当職務、タクシー券の使用等の状況について

ア 職員Aは、平成19年度は予算事務を総括する係長として県予算の編成作業等の職務を、平成20年度は行財政構造改革に係る職務を担当していた。

イ 職員Aの通勤経路は、自宅から最寄りの西日本旅客鉄道（以下「JR」という。）の宝殿駅まで自家用車を使用し、宝殿駅から元町駅までJRを利用するというものであり、帰宅のために利用するJRの最終発車時刻は、元町駅発午前0時32分であった。

ウ 職員Aは、帰宅するため、上記(1)イの手續に従い、勤務地の県庁から加古川市までの区間、職員Aのタクシー券使用日において特定の個人タクシーを利用している。なお、職員Aは、特定の個人タクシーは安心して乗車できたこと等から利用していたものであり、タクシーの中ではほとんど寝ていただけで、当該個人タクシーから飲食の提供等を受けたことは一切ないと述べており、これを否定できる他の事実は認められなかった。

エ 職員Aは、平成19年12月から平成20年2月までにかけては、年末年始を除くほぼ毎日、勤務時間外まで予算の編成等に関する業務を、同年5月から8月までのうち、特定の個人タクシーを利用した週においては、ほぼ毎日、勤務時間外まで行財政構造改革に関する業務を行っていた。また、職員Aのタクシー券使用日における同人のタクシーの乗車時刻については、タクシー使用簿の記載によれば、午前0時35分から午前4時45分までの間とされており、調査において、一部時刻の相違はあったものの、少なくとも実際にこれらの時刻より早い時刻に乗車したという状況は認められなかった。

### (3) 財務課の職員Bの担当職務、タクシー券の使用等の状況について

ア 職員Bは、平成19年度は教育委員会の予算、決算及び会計事務等の職務を担当していた。

イ 職員Bの通勤経路は、自宅の最寄りの南ウッディタウン駅から神戸電鉄、北神急行電鉄及び神戸市営地下鉄を利用するというものであり、帰宅のために利用する交通機関の最終発車時刻は、神戸市営地下鉄県庁前駅発午前0時2分であった。

ウ 職員Bは、帰宅するため、上記(1)イの手續に従い、タクシー券を使用して、平成20年3月11日に、勤務地の県庁から三田市までの区間、タクシーを利用している。

エ 職員Bは、平成20年3月11日には、県議会予算特別委員会における質問内容の確認のための業務を勤務時間外にわたって行っており、タクシー使用簿には職員Bの同日のタクシーの乗車時刻は翌日の

午前1時と、また、超過勤務命令簿にも同時刻まで勤務したと記載されていた。

(4) タクシー券の使用に係る支出について

ア タクシー券の使用に係る乗車料金については、本庁においては、毎月、タクシー会社等から使用されたタクシー券を添付の上、請求があり、この支出については、自治法第232条第1項に規定する「普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」として、自動車借上料で支出されている。

イ 職員Aのタクシー券使用日における、同人のタクシーの乗車料金（41件、533,000円）については、いずれも13,000円となっており、平成20年2月25日（11件、143,000円）、同年3月25日（12件、156,000円）、同年4月24日（4件、52,000円）、同年7月3日（2件、26,000円）、同年7月24日（7件、91,000円）、同年8月28日（2件、26,000円）及び同年10月30日（3件、39,000円）にそれぞれ支出されている。

また、平成20年3月11日における財務課の職員Bのタクシーの乗車料金に係る支出については、同年4月24日に12,650円が支出されている。

## 2 判断

(1) タクシー券の使用に係る経費の支出について

ア タクシー券の使用に係る経費の支出は、自治法第232条第1項に規定する「普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」として支出されるものであるから、その支出に関しては、タクシー券の使用が県の事務処理のために必要なものであり、また、事務を処理するために必要とされるものであっても、自治法第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の規定の趣旨を踏まえ、それによる支出が一般的な生活水準や経済観念等社会通念に照らし、その目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えたものであってはならないと解されている（平成14年9月26日大阪地方裁判所判決参照）。

イ そして、職員の勤務が深夜まで及んだ場合に、当該職員が帰宅のためにタクシー券を使用することについては、公務を遂行していく上で必要なものとして、例外的に認められるものであるが、その使用に当たっては、職員の勤務がやむを得ず深夜に及び、通勤で通常利用している公共交通機関による帰宅が困難又は不可能な場合等、平成19年通知に記載するタクシー券使用基準に該当する場合に限って、県の事務処理のために必要なものとして認められる。

したがって、タクシー券の使用に係る支出については、その使用がタクシー券使用基準に該当するものであり、かつ、その金額を支出することが社会通念からして最少の限度を超えたものでない限り、違法又は不当なものとはならない。

(2) 財政課の職員Aに係るタクシー券の使用等の適否について

ア 職員Aは、上記1(2)エで認められるとおり、職員Aのタクシー券使用日のいずれの日においても、担当していた職務を処理するために、勤務が通常帰宅のために利用しているJRの最終発車時刻に間に合わない時刻まで及び、通勤で通常利用している公共交通機関による帰宅が困難又は不可能となり、帰宅するためにタクシーを利用せざるを得なくなったものとして、タクシー券を使用したものであり、職員Aのタクシー券使用日における同人のタクシー券の使用については、タクシー券使用基準に該当すると認められる。

また、職員Aのタクシー券使用日におけるタクシーの乗車料金は、いずれも13,000円となっているが、この額は、通常の料金と比較すれば低廉な額であり、また、その金額を支出することは、社会通念から最少の限度を超えたものであるとは認められない。

イ 職員Aの特定の個人タクシーの利用に関して、請求人は、頻繁に特定の個人タクシーを利用することは不自然で、不正の可能性があるのではないかと主張している。しかし、特定のタクシーを専ら利用すること自体は、国においては平成20年6月ころから禁止されている状況もあり、好ましいものとはいえないが、本県においては、当時、一般的にかつ明確に禁止されていたという状況は認められず、また、上記1(2)ウのとおり、職員Aが特定の個人タクシーから飲食等の提供やその他個人的な便宜など不正な目的を持って利用していたということが推測される事実も認められないから、特定の個人タクシーを専ら利用していたことのみをもって、その利用に係る支出が直ちに違法とされるものではない。

(3) 財務課の職員Bに係るタクシー券の使用等の適否について

請求人は、職員Bは、平成20年3月11日には時間外勤務の実態がない旨主張しているが、上記1(3)

エで認められるとおり、その翌日の同月12日の午前1時まで、県議会予算特別委員会への対応業務のため勤務していたことが、同人の超過勤務命令簿によって認められる。また、職員Bのタクシー券の使用については、当該使用の日において、職員Bは、担当していた職務を処理するために、勤務が通常帰宅のために利用している神戸市営地下鉄の最終発車時刻に間に合わない時刻まで及び、通勤で通常利用している公共交通機関による帰宅が困難又は不可能となり、帰宅するためにタクシーを利用せざるを得なくなったものとして、タクシー券を使用したものであり、タクシー券使用基準に該当すると認められる。

さらに、当該使用の日の職員Bのタクシーの乗車料金12,650円の支出についても、この額は、通常の料金と比較しても高額なものではなく、また、その金額を支出することは、社会通念から最少の限度を超えたものであるとは認められない。

(4) 本件支出の適法性について

上記のとおり、本件、職員A及び職員Bのタクシー券の使用は、いずれも県の事務処理のために必要なものであって、また、当該タクシー券の使用に係る金額を支出することも、社会通念からして最少の限度を超えたものではなく、相当と認められ、そして、支出手続も適正に行われているから、当該タクシー券の使用に係る支出は、違法又は不当なものではない。

以上のとおり、監査の対象とした職員Aのタクシー券使用日における同人のタクシー券の使用及び平成20年3月11日における職員Bのタクシー券の使用に係る自動車借上料の返還を求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

(別記)

- 1 兵庫県職員のタクシーチケット使用とタクシー利用に関する申入れについて（平成21年1月14日付け企画県民部管理局管財課財産管理室長から市民オンブズマン兵庫に対する回答）の写し
- 2 勤務時間外におけるタクシーの適正な使用について（平成19年12月1日付け企画管理部長通知）の写し
- 3 使用実績通知書及び配車要求書・配車指示書の様式の写し
- 4 以下の組織の平成18年度及び19年度のタクシーの使用実績額の一覧表（これらの組織ごとの合計額及びすべての合計額を含む。）
  - (1) 県民政策部、企画管理部、健康生活部、産業労働部、農林水産部、県土整備部及び出納局（各部の各局ごと及び各部ごとに合計額が記載）
  - (2) 教育委員会
  - (3) 各県民局（県民局の各局ごと及び各県民局ごとに合計額が記載）
- 5 2008年6月26日と書き入れのある朝日新聞の記事の写し
- 6 庁用自動車管理特別会計条例（昭和39年条例第20号）の規定の写し
- 7 庁用自動車管理規程の規定の写し
- 8 タクシーチケット使用にかかる取扱手数料について（平成12年8月28日付け庶務担当課長会議資料）の写し
- 9 タクシーチケットの使用時の利用料金の支払いに関する説明図（タクシーチケットを使用した場合の県のタクシーの利用料金の支払いに関して説明した図）
- 10 職員によるタクシーの利用料金の立替払いに関する説明図（職員によりタクシーの利用料金を立替払いする場合の状況を説明した図）
- 11 以下の課のタクシー使用券の写し
  - (1) 企画県民部企画財政局財政課（平成19年4月6日から平成20年8月28日までの使用分）
  - (2) 同 局税務課（平成19年4月1日から平成20年9月11日までの使用分）
  - (3) 県土整備部県土企画局総務課（平成20年4月2日から同年9月23日までの使用分）
  - (4) 教育委員会事務局財務課（平成20年3月8日から同年4月11日までの使用分）
- 12 以下の課のタクシー使用簿及び公用車使用簿の写し
  - (1) 企画管理部企画調整局総務課（平成19年12月3日から平成20年3月31日までの使用分）
  - (2) 企画県民部企画財政局総務課（平成20年4月1日から同年9月29日までの使用分）
  - (3) 同 局財政課（平成19年12月1日から平成20年9月12日までの使用分）



- (4) 同 局税務課（平成19年12月13日から平成20年9月11日までの使用分）
  - (5) 同 局市町振興課（平成19年12月3日から平成20年6月5日までの使用分）
  - (6) 県土整備部県土企画局総務課（平成19年11月30日から平成20年9月22日までの使用分）
  - (7) 同 局技術企画課（平成19年12月14日から平成20年10月14日までの使用分）
  - (8) 同 局交通政策課（平成19年12月3日から平成20年7月1日までの使用分）
  - (9) 同 局空港政策課（平成19年12月6日及び21日の使用分）
  - (10) 同 局21世紀の森課（平成19年12月12日の使用分）
  - (11) 教育委員会事務局総務課（平成19年12月3日から平成20年9月12日までの使用分）
  - (12) 同 事務局財務課（平成19年4月4日から平成20年5月19日までの使用分。同年3月11日の職員Bの使用分に超勤なしと、同月12日の職員2人の使用分に超勤簿なしとの書き入れ）
  - (13) 同 事務局教職員課（平成19年12月13日から平成20年8月31日までの使用分）
  - (14) 同 事務局学事課及び施設課（平成19年12月14日及び平成20年7月1日の使用分）
  - (15) 同 事務局義務教育課（平成20年1月4日から同年7月18日までの使用分）
  - (16) 同 事務局特別支援教育課（平成19年12月13日から平成20年2月6日までの使用分）
  - (17) 同 事務局社会教育課（平成20年1月4日から同年9月4日までの使用分）
  - (18) 同 事務局体育保健課及びスポーツ振興課（平成19年12月4日から平成20年8月4日までの使用分）
- 13 タクシー使用料に係る請求書の写し（兵庫県タクシー事業協同組合の平成20年9月20日切分及びエムケイ無線協同組合の平成20年9月30日締め分）